高知県畜産競争力強化整備事業費

補助金交付要綱

令和３年４月

高知県農業振興部

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県畜産競争力強化整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条　県は、地域産業の核として必要不可欠な存在である畜産の収益力・生産基盤を強化するとともに、国際競争力の強化を図るため、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年１月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、市町村（以下「補助事業者」という。）が、別表１に掲げる事業実施主体に対して補助を行い実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率）

第３条　前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）に係る補助対　象経費及びこれに対する補助率並びに事業実施主体については、別表１に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別表３に掲げる補助金交付申請書１部を、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助事業の着工）

第５条　補助事業者は、補助事業を着工する場合は、原則として、次条第１項の規定による補助金交付決定通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着工する必要がある場合は、補助事業者は、別表３に掲げる補助金交付決定前着工届１部を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第６条　知事は、第４条第１項の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

（１）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22 年高知県条例第36 号。以下この項において「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団という。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。

（２）暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

（３）その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。

（４）暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

（５）暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

（６）暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

（７）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

（８）業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

（９）その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

（10）その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（補助の条件）

第７条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別表３に掲げる中止（廃止）承認申請書１部を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。

（３）補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類１部を知事に提出して、その指示を受けなければならないこと。

（４）補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

（５）補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

（６）補助事業の実施に当たっては、第６条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助する者又は契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱に準じて行わなければならない。

（７）補助する者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前各号の条件を付けなければならないこと。

（８）補助する者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認すること。

（補助事業の変更）

第８条　補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ別表３に掲げる補助事業変更承認申請書１部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表１の補助対象経費の欄に掲げる１及び２の事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

（１）補助事業の実施主体及び取組主体を変更する場合

（２）別表１の補助対象経費欄の１の(４)とそれ以外の経費の相互間、２の(１)及び(２)の経費の相互間において経費を流用する場合

（３）補助事業の実施地区を変更する場合

（４）成果目標の変更をする場合

（５）別表１の補助対象経費欄の１の(１)、(２)及び(３)若しくは２の(１)の経費に係る補助金の増加又は30パーセントを超える減少の場合

２　知事は、前項の補助事業変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、その適否を決定し、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

（補助事業遂行状況報告書）

第９条　補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において別表３に掲げる補助事業遂行状況報告書１部を作成し、当該年度の１月20日までに知事に提出しなければならない。

（補助事業の実績報告等）

第10条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに補助事業の成果を記載した別表３に掲げる補助事業実績報告書１部を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の４月15日までに提出しなければならない。

２　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、第４条第２項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第４条第２項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第１項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別表３に掲げる消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額等がない場合は、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年６月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の概算払）

第11条　知事は、既に着手した補助事業で必要があると認めるものについて、補助金の概算払をすることができる。

２　前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別表３に掲げる概算払請求書に知事が別に定める書類を添えて、１部を知事に提出しなければならない。

（繰越承認申請）

第12条　補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、速やかに別表３に掲げる繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

２　知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、繰越承認通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。

３　補助事業者は、第１項の規定により知事の承認を受けた場合は、別表３に掲げる年度終了実績報告書を当該年度の４月10日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第13条　知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１）補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を

行ったとき。

（２）補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。

（３）補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。

（４）補助事業の実施が著しく不適当であると認められたとき。

（５）補助事業者（間接補助事業者を含む。）が第６条ただし書各号のいずれかに該当すると知事が認めたとき。

（関係書類の保管）

第14条　補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得した財産１件当たり取得価格が50万円以上の機械及び器具で、処分制限期間を経過しないものにあっては、別表３に掲げる財産管理台帳及びその他関係書類を保管しなければならない。

（グリーン購入）

第15条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第16条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（雑則）

第17条　高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱に定める特別承認事業の採択を受け、補助事業を実施する場合においても、その交付の申請に係る手続、様式等は、全てこの要綱の規定を適用するものとする。

２　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和４年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第７条、第10条第３項、第13条、第14条及び第

16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補　助　対　象　経　費 | | 補　助　率 | 事業実施  主体 |
|  | 畜産競争力強化整備事業費 |  |  |
| １　畜産・酪農収益力強化整備事業  （１）畜産・酪農収益力強化に資する施設整備  実施要領別紙１の第１の１に定める施設等の整備を行うもので、次の①から⑤までに掲げるもの。  ①家畜飼養管理施設等  　　②家畜排せつ物処理施設等  　　③自給飼料関連施設等  　　④畜産物加工、展示・販売施設等  　　⑤①～④の施設等の補改修  　　（①～③の整備については、原則として実施要領別紙１の第７の12に掲げる基準事業費を補助対象の上限とする。）    （２）家畜の導入  実施要領別紙１の第１の２に定める家畜の  導入を行うもの。（実施要領別紙１の第５に定める借受者に（１）の施設と一体的に貸し付けまたは助成する場合に限る。）  （３）特別承認施設整備  高知県産業振興推進総合支援事業費補助金  の交付要綱に定める特別承認事業の採択を受けた事業（１）の施設整備及び（２）の家畜導入  （４）附帯事務費  補助事業者が（１）及び（２）の経費に係る事業を実施するに当たり要する事務費とし、対象となる事業に要する総事業費の1.0％以内の額とする｡使途基準は別表２に掲げるとおりとする。 | ２分の１以内  ２分の１以内  （ただし、導入する家畜１頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については27.5万円、繁殖に供する雌牛については17.5万円、繁殖に供する雌豚については4.0万円とする。）  ３分の２以内  ２分の１以内 | 実施要綱第２の１に定める畜産クラスター協議会 |
| ２　畜産環境対策整備事業  （１）畜産環境対策に資する施設整備  　　実施要領別紙９の第１の２に定める施設等  の整備を行うもので、次の①から③に掲げる  もの。  　　①堆肥化処理施設（堆肥舎、堆肥発酵施設、乾燥施設、堆肥調整保管施設、堆肥流通施設（堆肥の流通を促進するための袋詰、ペレット化等の設備を備えた施設）  ②液肥化処理施設（ばっ気槽、貯留槽、スラリータンク等）  　　③①又は②の施設と一体的に整備する設備  （２）附帯事務費  補助事業者が（１）の経費に係る事業を実施するに当たり要する事務費とし、対象となる事業に要する総事業費の1.0％以内の額とする。使途基準は別表２に掲げるとおりとする。 | ２分の１以内  （ただし、堆肥舎については45千円／㎡、液肥化処理施設については1,000㎡未満は30千円／㎡、1,000㎡以上は25千円／㎡を補助対象の上限とする）  ２分の１以内 | 実施要領別紙９の第２の１に定める畜産クラスター協議会等 |

別表２（第３条関係）

附帯事務費の使途基準

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 内　　　　　　　　　　容 |
| 旅費  需用費  役務費  備品購入費 | 普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費）  日額旅費（工事の施工、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費）  消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費）  燃料費（自動車等の燃料費）  修繕費（器具類の修繕費）  通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）  当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費 |

別表３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 区分 | |
| １　畜産・酪農収益力強化整備事業 | ２　畜産環境対策整備事業 |
| 補助金交付申請書  （第４条関係） | 第１－１号様式 | 第１－２号様式 |
| 補助金交付決定前着工届  （第５条関係） | 第２－１号様式 | 第２－２号様式 |
| 中止（廃止）承認申請書  （第７条関係） | 第３－１号様式 | 第３－２号様式 |
| 補助事業変更承認申請書  （第８条関係） | 第４－１号様式 | 第４－２号様式 |
| 補助事業遂行状況報告書  （第９条関係） | 第５－１号様式 | 第５－２号様式 |
| 補助事業実績報告書  （第10条関係） | 第６－１号様式 | 第６－２号様式 |
| 消費税仕入控除税額等報告書  （第10条関係） | 第７－１号様式 | 第７－２号様式 |
| 概算払請求書  （第11条関係） | 第８－１号様式 | 第８－２号様式 |
| 繰越承認申請書  （第12条関係） | 第９－１号様式  別紙１－１、２－１、３－１ | 第９－２号様式  別紙１－２、２－２、３－２ |
| 年度終了実績報告書  （第12条関係） | 第10－１号様式 | 第10－２号様式 |
| 財産管理台帳  （第14条関係） | 第11－１号様式 | 第11－２号様式 |